

白色申告をしている果樹農家の皆さまへ

青色申告の方は
収入保険への
加入がおすすめ!

令和5年産からどなたでも



果樹共済の全相殺方式に



加入できるようになりました!

全量をJA等の出荷団体へ出荷している方、青色申告の方だけでなく、
白色申告の方も全相殺減収方式に加入できることとなります。

白色申告を行っておられる方が全相殺減収方式に加入するには、
税務申告用の帳簿データが必要です。(詳しくは裏面へ)

全相殺減収方式のメリット

1

半相殺短縮方式より補償が手厚く、損害査定が明確です

- **2割超えの減収**から共済金が支払われ、最高で平年収穫量の7割まで補償されます
- 損害査定は、損害評価員による現地評価ではなく、**出荷資料**や**ご自身が記帳した帳簿の収穫量**により行うため明確です。

2

発芽(開花)前の被害も補償できます!

- 半相殺短縮方式の補償期間は発芽期(開花期)から収穫までですが、全相殺減収方式は花芽の形成期(春枝の伸長停止期)から補償されます。
- わずかな掛金負担で、**発芽前の被害**(雪による枝折れ、ねむり症などによる減収)もカバーすることができます。

3

補償単価はご自身の販売単価となります!

- ご自身の過去の**平均的な販売単価**を補償単価として使用することができます。



白色申告の農家が全相殺減収方式に
加入するにはどうすればいいの？

収穫量の記帳など
帳簿の準備を進めましょう！



共済金の算定の基となる標準収穫量を設定するために、

- ① 税務申告のために記帳している帳簿の
品目(品種)ごとの『収穫日ごとの収穫量』
- ② 白色申告の収支内訳書の
品目(品種)ごとの販売金額等 を用います



本年産の収穫日・収穫量を
忘れないように記録して
保管してください

品種ごとに記帳すると
品種ごとの単価が反映できます！

記入例 1

収穫日	収穫量		
月日	ぶどう		
9月〇日	〇kg		
9月△日	△kg		
10月□日	□kg		

記入例 2

収穫日	収穫量		
月日	デラウェア	巨峰	シャイン マスカット
9月〇日	〇kg		
9月△日		△kg	
10月□日			□kg



果樹共済のお問合せは、お近くのNOSAIまでお気軽にどうぞ！

- 中央支所 山梨市小原東1333-1 TEL 0553-22-5056
- 南アルプス支所 南アルプス市小笠原1339-1 TEL 055-282-0443
- 北部支所 韮崎市藤井町駒井3206-1 TEL 0551-23-1111

山梨県農業共済組合 (NOSAI山梨) 本所 TEL 055-228-4711